

申告書の記載例②(給与・年金・配当・保険一時金・原稿料などがある場合)

第一表

19年 2月 16日 平成 18 年分の所得税の確定申告書 A

住所 (又は居所) ○○市△△町×-××-×

氏名 国税 太郎

性別 女 世帯主の氏名 国税太郎 世帯主との続柄 本人

生年月日 3 14 09 01 電話番号 XXX-XXX-XXXX

収入金額等

給与	1752280
公的年金等	667200
雑所得	1387840
配当	120000
一時	680000
所得金額	1051200
雑所得	2736428
配当	120000
一時	340000
合計	4247628
社会保険料控除	122000
小規模企業共済等掛金控除	
生命保険料控除	50000
損害保険料控除	3000
寡婦・寡夫控除	0000
勤労学生・障害者控除	0000
配偶者控除	380000
配偶者特別控除	0000
扶養控除	0000
基礎控除	380000
⑥から⑩までの計	935000
雑損控除	
医療費控除	45000
寄付金控除	70000
合計	1050000

課税される所得金額 (⑤-⑥) 3197000

上の⑥に対する税額 319700

配当控除 120000

住宅借入金等特別控除

政党等寄付金特別控除

住宅耐震改修特別控除

差引所得税額 (⑦-⑧-⑨-⑩) 307700

災害減免額 外国税額控除

再差引所得税額 (⑦-⑩) 307700

定率減税額 30770

源泉徴収税額 298938

申告納税額 納める税金 (⑪-⑫-⑬) 00

還付される税金 (⑭-⑮) 22008

配偶者の合計所得金額

雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額 180138

未納付の源泉徴収税額

申告期限までに納付する金額

延納届出額 000

銀行 金庫・組合 郵便局 預金 普通 当座 振替 貯蓄

本店・支店 本所・支所

区分 A B C D E F G H I J K

異動 年 月 日 通信 日付印

欄 納管 事務 住民 検査

step.1 p.11 参照

step.2 p.12 参照

雑所得 (p.13) で計算した金額を記入

step.3 p.15 参照

step.4 p.23 参照

step.5 p.26 参照
該当する事項がある方のみ記入

step.5 p.26 参照
還付の方のみ記入

- ※1 元号に対応する数字を記入します(明治：1、大正：2、昭和：3)。
- ※2 税務署から申告書用紙が送付されている方で、翌年以降申告書用紙の送付が必要ない方は○を記入します。
- ※3 黒字の場合…100円未満の端数を切り捨てた金額を ⑭欄 に記入(黒字の金額が100円未満の場合は「0」) 赤字の場合…そのままの金額を ⑮欄 に記入
- ※4 同じ種類の所得が多くあるため、この欄に書ききれない場合は、「所得の内訳書」(→p.5)をご利用ください。

- ◎ 申告書は複写式になっています。申告書第一表と第二表を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから記入します。
- ◎ 申告書は、黒又は青のインクのボールペンで、強く記入します。※この手引きでは、記入した部分を便宜上青色で印刷しています。
- ◎ 申告書の該当する箇所は必ず記入します。
- ◎ 3枚目は複写式の控えになっていますが、取り外して使用しても差し支えありません。
- ◎ この手引きの各項目における記載例は、原則としてこの記載例を使用しています。
- マス目に設けられている記載欄に数字を記入する場合は、記載例①にならって、マス目の中にていねいに書いてください。
- 1億円以上の金額がある場合は、記載例②にならって書いてください。
- 記入事項を訂正する場合は、記載例③にならって、二重線で抹消し、上の欄などの余白に適宜書いてください。

記載例① 縦線1本 すきまをあける 上に突き抜ける 角をつくる 閉じる

記載例②

記載例③

step.1 ▶住所、氏名などを記入する

第一表

〇〇 税務署長
19年 2月 16日 平成 18 年分の所得税の確定申告書 A

住所 (又は居所)	〒 ×××-××××	フリガナ	コクセイ タロウ			
	〇〇市△△町×-××-×	氏名	国税 太郎			
平成19年 1月1日 の住所	同上	性別	世帯主の氏名	世帯主との続柄		
		<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	国税太郎	本人		
		生年月日	3 1 4 0 9 0 1	電話番号	自宅・勤務先・携帯 XXX-XXX-XXXX	
		番号		一連番号		

▶ 税務署長

住所地等の所轄の税務署名を記入します。

▶ 年 月 日

申告書の提出年月日を記入します。

▶ 表 題

「平成〇〇年分の所得税の 申告書 A」の、〇〇内に「18」と記入し、空白に「確定」と記入します。

※ 税務署から申告書用紙が送付されている方は、印字されています。

▶ 住 所

住所地の郵便番号と住所を記入します。

住所以外の居所を所轄する税務署に申告をする方は、見出しの「(又は居所)」の文字を○で囲んだうえ、その所在地及び所在地の郵便番号を記入します。なお、住所地に代えて居所地を納税地とする場合には、納税地の変更に関する届出が必要です。

▶ 平成 年 1月1日の住所

見出しの「平成 年」の空白に、「19」と記入し、平成19年1月1日現在の住所を記入します。

▶ 氏名・フリガナ

申告をする方の氏名と、フリガナを記入し、捺印します。

フリガナの、濁点(・)や半濁点(゜)は一字分とします。姓と名の間は一字空けて記入します。

▶ 性 別

性別を○で囲みます。

▶ 世帯主の氏名・世帯主との続柄

世帯主の氏名と、世帯主からみた申告をする方の続柄を記入します。

▶ 生年月日

元号に対応する数字(下表)と、年月日(各数字2桁)の順に記入します。

例：昭和14年9月1日の場合

明治	1
大正	2
昭和	3
平成	4

生年月日 3 1 4 0 9 0 1

▶ 電話番号

連絡先電話番号を、市外局番から記入し、連絡先区分(自宅・勤務先・携帯)を○で囲みます。

▶ 索引番号

税務署から申告書用紙が送付されている方で、翌年以降、申告書用紙の送付が必要のない方は、当該部分に○を記入します。

一連番号	
------	--

○を記入

第二表

平成 18 年分の所得税の確定申告書 A

住所	〇〇市△△町×-××-×
フリガナ	コクセイ タロウ 国税 太郎

● 申告書第一表と同様に申告書第二表にも、表題、住所及び氏名を記入します。

● 住所以外の居所を所轄する税務署に申告をする方は、その所在地を記入します。

● 税務署から申告書用紙が送付されている方は、住所及び氏名が印字されていますので、その住所及び氏名に誤り等がある場合には訂正してください。

step.2 ▶収入金額等、▶所得金額を計算する

所得の種類ごとに、1年間の収入金額から必要経費等の収入から差し引かれる金額を差し引いて、所得金額を計算します。

給与所得 → p.12 雑所得 → p.13 配当所得 → p.14 一時所得 → p.14

給与所得

第一表 **ア①**

所得の概要

俸給、給料、賃金、賞与、歳費やこれらの性質を持っている給与に係る所得

※ 給与所得者の特定支出控除を受ける方は、「給与所得者の特定支出控除について」を参照してください。

申告書の書き方

第一表 計算欄**ア**の金額を **ア欄** に、計算欄**イ**の金額を **①欄** に転記します。

※ 給与等の収入金額が年末調整を受けたものだけである場合、「給与所得の源泉徴収票」の「支払金額」を **ア欄** に、「給与所得控除後の金額」を **①欄** に転記します。

第二表 「所得の内訳(源泉徴収税額)」欄に該当事項を記入します。

添付書類

給与等の支払者から受領した、給与所得の源泉徴収票(原本)

設例

給与等の収入金額 **ア** : 1,752,280円

- ①** $1,752,280円 \div 4 = 438,070円$
→ **②** 438,000円(千円未満の端数切捨て)
- ③** $438,000円 \times 2.4 = 1,051,200円$
給与所得の金額は、1,051,200円です。

第一表 給与 ① 1752280

給与 ② 1051200

第二表 所得の内訳(源泉徴収税額)

所得の種類	項目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	源泉徴収税額
給与	給料 〇〇産業株式会社	1,752,280円	110,400円

計算欄(収入金額**ア**に応じ**1**~**3**により計算します。)

給与等の収入金額(税込み) (合計) 円 **ア**

1 **ア**の金額が1,627,999円以下の場合

ア の金額	給与所得の金額
~ 650,999円	0円
651,000円~ 1,618,999円	ア - 650,000円
1,619,000円~ 1,619,999円	969,000円
1,620,000円~ 1,621,999円	970,000円
1,622,000円~ 1,623,999円	972,000円
1,624,000円~ 1,627,999円	974,000円

2 **ア**の金額が1,628,000円~ 6,599,999円の場合

ア ÷ 4 (千円未満の端数切捨て)	給与所得の金額
③ の金額	
407,000円~ 449,000円	③ × 2.4
450,000円~ 899,000円	③ × 2.8 - 180,000円
900,000円~ 1,649,000円	③ × 3.2 - 540,000円

3 **ア**の金額が6,600,000円以上の場合

ア の金額	給与所得の金額
6,600,000円~ 9,999,999円	ア × 0.9 - 1,200,000円
10,000,000円~	ア × 0.95 - 1,700,000円

配当所得の課税方法(配当所得→p.14)

1. 源泉徴収制度

上場株式等に係る配当等(大口株主を除く)

支払金額に対して所得税7%、住民税3%の税率で源泉徴収されています。

所得税(7%)の税額を「所得の内訳(源泉徴収税額)」欄に、住民税(3%)の税額を「住民税・事業税に関する事項」欄にそれぞれ記入します。

未上場株式等に係る配当等や上場株式等に係る配当等(大口株主)

支払金額に対して所得税(20%)のみが源泉徴収されます。税額を「所得の内訳(源泉徴収税額)」欄に記入します。

2. 確定申告不要制度

次については、確定申告をしないで源泉徴収で済ませる確定申告不要制度があります。この制度を選択すると、配当控除や源泉徴収税額の控除や還付を受けられません。

- 少額配当
- 上場株式等に係る配当等(大口株主は除く)
- 特定株式投資信託・公募証券投資信託の収益の分配
- 特定投資法人の投資口の配当等(特定投資法人の投資口の配当等については、配当控除の適用はありません)

◆ 大口株主

上場会社等の株式等を5%以上保有する方をいいます。

◆ 少額配当

- 配当等の支払に係る基準日が平成18年4月30日以前である配当については、1銘柄について1回に支払いを受けるべき金額が5万円(その配当等の計算期間が1年以上のときは10万円)以下であるものをいいます。
- 配当等の支払に係る基準日が平成18年5月1日以後である配当については、1銘柄について1回に支払いを受けるべき金額が、次により計算した金額以下であるものをいいます。

$$10万円 \times \text{配当計算期間の月数(最高12か月)} \div 12$$

※ 「配当計算期間」とは、その配当等の直前の配当等の支払の基準日の翌日から、その配当等の支払の基準日までの期間をいいます。

所得の概要




他の所得に当てはまらない次のような所得

公的年金等	国民年金、厚生年金、公務員の共済年金、恩給 など
その他	著述家や作家以外の人を受ける原稿料・講演料・印税・放送出演料、貸金の利子、生命保険年金、郵便局の年金保険、互助年金 など

※ 以下の所得は課税されません。

- 増加恩給(併給される普通恩給を含む)
- 死亡した者の勤務先から受ける遺族年金
- 条例に定められた心身障害者扶養共済制度により受ける給付金

申告書の書き方

- 第一表
- 計算欄Aの金額を  欄に、計算欄Bの金額を  欄に転記します。
 - 計算欄Eの金額を  欄に転記します。

第二表 「所得の内訳(源泉徴収税額)」欄と「雑所得(公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項」欄に、該当事項を記入します。

添付書類

公的年金等の支払者から受領した、公的年金等の源泉徴収票(原本)


設例

65歳以上の場合

公的年金等(収入金額) A: 3,667,200円
 その他の雑所得(収入金額) B: 1,387,840円
 その他の雑所得(必要経費) D: 1,026,812円

- ① A 3,667,200円 × 0.75 - 375,000円 = B 2,375,400円
 - ② B 1,387,840円 - D 1,026,812円 = E 361,028円
 - ③ B 2,375,400円 + E 361,028円 = F 2,736,428円
- 雑所得の金額は、2,736,428円です。

第一表

収入金	公的年金等 	3 6 6 7 2 0 0
	その他 	1 3 8 7 8 4 0
所得	雑 	2 7 3 6 4 2 8

第二表

○ 所得の内訳(源泉徴収税額)			
所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額	源泉徴収税額
雑	〇〇年金 〇〇組合	3,667,200	142,236
雑	〇〇横立金 〇〇保険	1,287,840	27,902
雑	原稿料 〇〇出版	70,000	7,000
雑	原稿料 〇〇社	30,000	3,000

○ 雑所得(公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額	必要経費等
雑	上記のとおり	1,387,840	1,026,812

計算欄(「公的年金等の雑所得」と「その他の雑所得」に分けて計算します。)

▶ 公的年金等の雑所得(欄)

公的年金等の雑所得の収入金額(税込み)	(合計)	A
---------------------	------	---

● 昭和17年1月2日以後に生まれた方(65歳未満の方)の計算

Aの金額	公的年金等の雑所得の金額
～700,000円	0円
700,001円～1,299,999円	A - 700,000円
1,300,000円～4,099,999円	A × 0.75 - 375,000円
4,100,000円～7,699,999円	A × 0.85 - 785,000円
7,700,000円～	A × 0.95 - 1,555,000円

● 昭和17年1月1日以前に生まれた方(65歳以上の方)の計算

Aの金額	公的年金等の雑所得の金額
～1,200,000円	0円
1,200,001円～3,299,999円	A - 1,200,000円
3,300,000円～4,099,999円	A × 0.75 - 375,000円
4,100,000円～7,699,999円	A × 0.85 - 785,000円
7,700,000円～	A × 0.95 - 1,555,000円

▶ その他の雑所得(欄)

その他の雑所得の収入金額(税込み)	(合計)	C
必要経費		D
差引金額(C - D)		E

▶ 雑所得(欄) ※ 公的年金等の雑所得とその他の雑所得を合計します。

雑所得の金額(B + E)	(赤字のときは0円)	F
---------------	------------	---

第一表 ①③

配当所得

所得の概要

株主や出資者が法人から受ける剰余金の配当や、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く）の収益の分配などの所得

※ 配当所得の課税方法 → p.12

設例

上場株式等に係る利益の配当等

配当金の収入金額(税込み) ①: 120,000円
負債の利子 ②: 0円

① ① 120,000円 - ② 0円 = ③ 120,000円
配当所得の金額は、120,000円です。

② 所得税: ① 120,000円 × 7% = 8,400円

③ 住民税: ① 120,000円 × 3% = 3,600円

第一表

額	配	当	①	1	2	0	0	0	0
得	配	当	③	1	2	0	0	0	0

第二表

○ 所得の内訳 (源泉徴収税額)			
所得の種類	種目・所得の生ずる場所又は給与などの支払者の氏名・名称	収入金額 円	源泉徴収税額 円
配当	株式の配当 ○○電気株式会社	120,000	8,400

申告書の書き方

第一表 計算欄①の金額を ②欄 に、計算欄③の金額を ④欄 に転記します。

第二表 「所得の内訳(源泉徴収税額)」欄 と「雑所得(公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項」欄 及び「住民税・事業税に関する事項」欄 に、該当事項を記入します。

計算欄

配当等の収入金額(税込み)	(合計)	円	①
負債の利子		円	②
配当所得の金額(① - ②)	(赤字のときは0円)	円	③

※ 負債の利子は、株式を買ったり出資をしたりするために借り入れた負債の利子に限ります。ただし、有価証券の譲渡による所得で、分離課税の事業・譲渡・雑所得や総合課税の事業・雑所得に係るものは除きます。

○ 雑所得(公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項				○ 住民税に関する事項	
所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額 円	必要経費等 円	給与から差引き(特別徴収)	配当に関する住民税の特例
配当	上記のとおり	120,000	0	<input type="checkbox"/>	非居住者の特例
				<input checked="" type="checkbox"/> 自分で納付(普通徴収)	配当割戻控除額
					3,600

第一表 ③④

一時所得

所得の概要

臨時・偶発的なもので対価性のない次のような所得

- 賞金や懸賞当せん金、競馬や競輪の払戻金
- 生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金
- 遺失物拾得者の報労金

設例

一時所得の収入金額 ①: 3,000,000円
収入を得るために支出した金額 ②: 1,820,000円

① ① 3,000,000円 - ② 1,820,000円 - ③ 1,180,000円

② ③ 1,180,000円 - ④ 500,000円 = ⑤ 680,000円

③ ⑤ 680,000円 × 0.5 = ⑥ 340,000円
一時所得の金額は、340,000円です。

第一表

時	一	時	①	3	0	0	0	0	0
額	一	時	④	1	8	2	0	0	0

第二表

○ 雑所得(公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項			
所得の種類	種目・所得の生ずる場所	収入金額 円	必要経費等 円
一時	生命保険金 ○○生命	3,000,000	1,820,000

申告書の書き方

第一表 ● 計算欄③の金額を ⑤欄 に転記します。
※ ⑤欄は、収入金額ではなく所得金額を記入します。
● 計算欄④の金額を ⑥欄 に転記します。

第二表 「所得の内訳(源泉徴収税額)」欄 と「雑所得(公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項」欄 に、該当事項を記入します。

計算欄

一時所得の収入金額(税込み)	(合計)	円	①
収入を得るために支出した金額		円	②
差引金額(① - ②)	(赤字のときは0円)	円	③
特別控除額 (③の金額と50万円のいずれか少ない方の金額)		円	④
一時所得の金額 (③ - ④)		円	⑤
⑤ × 0.5		円	⑥

第一表 ⑤

所得金額の合計

⑤欄 に、これまで第一表の ①欄 から ④欄 に記載した金額の合計額を記入します。

退職所得以外の各種の所得金額の合計額が2,000万円を超える方

平成18年12月31日現在の財産の種類や数量、価額、債務の金額などの明細を記載した「財産及び債務の明細書」を申告書と一緒に提出する必要があります。

step.3 ▶ 所得から差し引かれる金額(所得控除)を計算する

種類ごとに、所得から差し引かれる金額を計算します。

社会保険料控除	→ p.15	寡婦・寡夫控除	→ p.17	配偶者特別控除	→ p.18	医療費控除	→ p.20
小規模企業共済等掛金控除	→ p.15	勤労学生控除	→ p.17	扶養控除	→ p.18	寄付金控除	→ p.21
生命保険料控除	→ p.16	障害者控除	→ p.17	基礎控除	→ p.19		
損害保険料控除	→ p.16	配偶者控除	→ p.18	雑損控除	→ p.19		

還付申告の方で、申告する所得が年末調整を受けた給与所得のみの場合は、次のとおり記入を省略できます。

	第一表 ⑥～⑮欄	第一表 ⑯欄	第二表 ⑥～⑭欄
第一表の⑥欄から⑮欄の金額が、年末調整を受けた金額と同じ場合	記入省略	源泉徴収票の「所得控除の額の合計額」を転記	記入省略
第一表の⑥欄から⑮欄の金額が、年末調整を受けた金額と異なる場合	年末調整を受けた金額と異なる所得控除	この手引きにしたがって記入	この手引きにしたがって記入
	上記以外の所得控除	源泉徴収票に記載されている控除額を転記	記入省略

社会保険料控除

第一表 ⑥ 第二表 ⑥

控除の概要

あなたや生計を一にする(→p.21)配偶者その他の親族が負担することになっている次のような社会保険料で、あなたが支払ったり、給与から差し引かれたりした保険料がある場合の控除

健康保険料、国民健康保険料(税)、国民年金保険料、国民年金基金の掛金、介護保険法に規定する介護保険の保険料 など

ただし、生計を一にする配偶者その他の親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれている介護保険料は、あなたの控除の対象にはなりません。

添付又は提示する書類

国民年金保険料及び国民年金基金の掛金についてこの控除を受ける場合は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」等

※ 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けている場合は、添付又は提示は不要です。

申告書の書き方

第一表 第二表に記入した支払保険料の合計額を ⑥欄 に転記します。

第二表 「⑥社会保険料控除」欄 に、社会保険の種類、支払保険料の金額及び合計額を記入します。

※ 源泉徴収票に記載された社会保険料控除の金額を記入する場合は、社会保険の種類欄に「源泉徴収票のとおり」と記入します。

設 例

給与から差し引かれた社会保険料：73,800円
公的年金から差し引かれた社会保険料：48,200円

第一表

社会保険料控除 ⑥ 1 2 2 0 0 0

第二表

⑥ 社会保険の種類	支払保険料
社会 源泉徴収票のとおり	73,800
保険料 源泉徴収票のとおり	48,200
控 除 合 計	122,000

小規模企業共済等掛金控除

第一表 ⑦ 第二表 ⑦

控除の概要

次の掛金を支払った場合の控除

- 小規模企業共済法に規定された共済契約(旧第二種共済契約を除く)掛金
- 確定拠出年金法の個人型年金の加入者掛金
- 条例の規定により地方公共団体が実施する、心身障害者扶養共済制度に係る契約で一定の要件を備えたものの掛金

申告書の書き方

第一表 第二表に記入した支払掛金の合計額を ⑦欄 に転記します。

第二表 「⑦小規模企業共済等掛金控除」欄 に、掛金の種類、支払掛金の金額及び合計額を記入します。

※ 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けた金額を記入する場合は、掛金の種類欄に「源泉徴収票のとおり」と記入します。

添付又は提示する書類

支払った掛金額の証明書

※ 給与所得者が、既に年末調整でこの控除を受けている場合は、添付又は提示の必要はありません。